

# 福岡県公報

令和四年十一月十五日  
第三百四十九号  
増刊  
①

## 目次

### 選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(行財政支援課) ……………一

### 正誤

○福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十

九年福岡県条例第三十三号) 中正誤

……………二

## 選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第八十七号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

令和四年十一月十五日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

一 病院 福岡市(西区)の表中

白十字リハビリテーション病院

〃 〃 石丸三二二一

を

白十字リハビリテーション病院

〃 〃 石丸三三一九

に改める。

一 病院 筑紫野市の表中

二日市那珂川病院

〃 〃 二日市中央三一六一二

を

二 老人ホームの表中

二日市那珂川病院

〃 〃 二日市中央三一六一二

介護老人保健施設ハーモニイ聖和

〃 〃 西小田九九一三

に改める。

地域密着型介護老人福祉施設照葉

〃 〃 香椎照葉三一四一三

を

地域密着型介護老人福祉施設照葉

〃 〃 香椎照葉三一四一三

に、

グランドホームサンケア和白

〃 〃 和白二一六一三

を

特別養護老人ホーム市崎の杜

〃 〃 市崎一一五一二

を

特別養護老人ホーム市崎の杜

〃 〃 市崎一一五一二

に改める。

地域密着型特別養護老人ホーム花の季苑

〃 〃 和田四一六一一

に改める。

## 正誤

29 ・ 12 ・ 26	発行年月日	
3954 増刊①	番公 号報	
条例	種 類	
33	番同 号上	
3	ペ ー ジ	
	上	欄
○	下	
6 後 ろ か ら	行	
	備 考	
かつ○	正	
かつ●	誤	